

## 品川区特別職における報酬の改定経緯について

## 1. 月額報酬

## (1) 近年の改定状況

年度	改定内容	区長給料への影響額(年収)
令和4年度	改定見送り（一般職員の初任給および若年層給与に限り増額改定のため）	0円
令和3年度	改定見送り（一般職員給与と民間給与との較差が僅少のため）	0円
令和2年度	改定見送り（一般職員給与と民間給与との較差が僅少のため）	0円
令和元年度 (令和2年1月)	0.58% 減額改定	-133,468円
平成29年12月	0.13% 増額改定	+19,067円
平成26年4月	0.83% 減額改定	-184,929円
平成22年4月	0.79% 減額改定 ※区長・副区長のみ改定	-120,960円
平成18年4月	1.00% 減額改定	-230,141円

※特別職の月額報酬については、平成28年度までは「特別区人事委員会勧告」の状況を勘案し、一般職員の改定率の増減が累積1%を超えた場合に改定していたが、平成29年度以降は、特別区人事委員会勧告に準拠。

※令和5年特別区人事委員会勧告では、職員の給与が民間給与を3,722円(0.98%)下回っている状況であるため、月例給について初任給および若年層に重点を置きつつ、全ての級および号給で1,000円以上の増額改定。  
特別給(期末勤勉手当)は、年間の支給月数を0.1月分引き上げ。

## (2) 今後の改定方法について

基本的には、特別区人事委員会勧告に準拠し、改定を検討。

参考1 勧告の職員給与と民間給与の差分(0.98%)を引き上げた場合

(	区長 1,140,000円 ⇒ 1,151,000円 (+11,000円)	)
	議員 602,000円 ⇒ 608,000円 (+6,000円)	

参考2 部長級職員(給料表6級)と同率(0.3%)を引き上げた場合

(	区長 1,140,000円 ⇒ 1,143,000円 (+3,000円)	)
	議員 602,000円 ⇒ 604,000円 (+2,000円)	

## 2. 期末手当

### (1) 近年の改定状況

年度	改定内容	区長給料への影響額 (年収)
令和4年度	社会情勢を考慮し改定見送り	0円
令和3年度	0.11月引き下げ改定	-199,877円
令和2年度	0.04月引き下げ改定	-72,687円
令和元年度	0.12月引き上げ改定	+219,398円
平成29年度	0.08月引き上げ改定	+146,138円
平成27年度	0.28月引き上げ改定	+511,482円
平成22年度	0.15月引き下げ改定	-276,400円
平成21年度	0.28月引き下げ改定	-567,592円

### (2) 昨年度までの特別職の期末手当改定月数算出方法

近年、特別職の期末手当は、一般職に対して行われる「特別区人事委員会勧告」の状況を勘案し、同程度の改定を行っている。

例：令和3年度減額改定の場合

①一般職員の期末・勤勉手当の減額率

$$\left( \begin{array}{l} \text{当初 4.60月} \Rightarrow 4.45\text{月} (-0.15\text{月分}) \\ 0.15 \div 4.60 \doteq 3.2\% \end{array} \right)$$

②特別職は、0.11月引き下げるとほぼ同率となる (端数切り捨て)。

$$\left( \begin{array}{l} \text{当初 3.61月} \Rightarrow 3.50\text{月} (-0.11\text{月分}) \\ 3.61 \times 0.032 \doteq 0.115 \end{array} \right)$$

☆ 23区の特別職 (区長) 期末手当支給月数 (R5.6.1現在)

4.03月	1区	3.65月	1区	3.00月	1区
4.00月	1区	3.64月	1区	2.99月	1区
3.90月	2区	3.60月	1区		
3.80月	4区	<u>3.50月</u>	3区	<u>(品川区)</u>	
3.75月	1区	3.30月	1区		
3.68月	2区	3.25月	1区		
3.66月	1区	3.15月	1区		

23区平均 約3.60月

城南区平均 約3.67月

### (3) 今後の改定方法について

基本的には、特別区人事委員会勧告に準拠し、改定を検討。

参考1 0.1月分を引き上げた場合 3.50月⇒3.60月

参考2 0.08月分を引き上げた場合 3.50月⇒3.58月  
(一般職員の引き上げ0.1月分と同程度の引き上げ)

$$\left( \begin{array}{l} \text{一般職員の年間特別給は4.55月、特別職は3.5月であるため、4.55月に} \\ \text{対する0.1月分を3.5月に按分すると、} \\ 0.1 \times (3.5 \div 4.55) = 0.076923 \dots \doteq 0.08 \end{array} \right)$$

## 令和5年特別区人事委員会勧告の概要

## 1 公民給与の比較

## (1) 職員と民間との給与の比較

① 特別区、民間双方に共通する事務・技術の職務に従事する民間従業員の4月の給与について、職員と民間従業員との同種・同等の者同士を比較することを基本として、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、比較している。

## ② 民間給与実態調査の内容（令和5年4月）

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所
事業所数	特別区内の民間 1,112 事業所を調査（調査完了 658 事業所）
調査実人員	46,839 人

## (2) 公民較差

民間平均給与（事務・技術）	職員平均給与（行(一)事務・技術）	公民較差
383,184円	379,462円	3,722円 (0.98%)

## 2 公民較差・給与の改善等

区 分		令和5年勧告	令和4年勧告
公民較差	本較差	3,722円 (0.98%)	896円 (0.24%)
	遡及改定分		
	計	3,722円 (0.98%)	896円 (0.24%)
月例給改定等		初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級および号給で1,000円以上の引き上げ	初任給および若年層の月例給を増額改定
民間と比較した職員	平均給与	380,770円	380,421円
	平均年齢	39.3歳	39.5歳
全職員数		56,381人	56,612人
期末・勤勉手当		+0.10月 (4.55月→4.65月)	+0.10月 (4.45月→4.55月)

## 特別区人事委員会の勧告等と実施状況

年次	勧告月日	特別区人事委員会勧告 (平均率・額)		区職員の 実施時期	勧告月日	人事院・都人事委員会 勧告		国・都の実施 時期
R5	10.11	0.98% 3,722円	期末・勤勉 O. 1月	・勤勉 条例公布 の日 ・給料 R5.4.1	国 8. 7	(1)勤勉0.10月 (2)月例0.96%	(2)3,869円	(1)公布の日 (2)R5.4.1
					都 10.13	(1)勤勉0.10月 (2)月例0.88%	(2)3,569円	(1)R5.12.1 (2)R5.4.1
R4	10.11	0.24% 896円	期末・勤勉 O. 1月	・勤勉 R4.11.28 ・給料 R4.4.1	国 8. 8	(1)勤勉0.11月 (2)月例0.23%	(2)921円	(1)R4.12.1 (2)R4.4.1
					都 10.12	(1)勤勉0.10月 (2)月例0.20%	(2)828円	(1)R4.12.1 (2)R4.4.1
R3	10.20	△0.02% △94円	期末・勤勉 △O. 15月	・期末 R3.12.1 ・給料 見送り	国 8. 10	・期末△0.15月 ・月例0.00%	△19円	・R3.12.1 ・改定見送り
					都 10. 15	・期末△0.10月 ・月例△0.03%	△103円	・R3.12.1 ・改定見送り
R2	10.23	△0.04% △157円	期末・勤勉 △O. 05月	・期末 R2.11.30 ・給料 見送り	国(1)10. 7 (2)10.28	(1)期末△0.05月 (2)月例△0.04%	(2)△164円	(1)R2.12.1 (2)改定見送り
					都(1)10.30 (2)12.18	(1)期末△0.10月 (2)月例△0.05%	(2)△195円	(1)R2.12.1 (2)改定見送り
R1	10.21	△0.58% △2, 235円	期末・勤勉 O. 15月	・期末 R1.11.29 ・給料 R2.1.1	国 8. 7	0.09%	387円	31.4.1
					都 10. 16	0.01%	47円	改定見送り
H30	10.10	△2.46% △9, 671円	期末・勤勉 O. 1月	見送り	国 8. 10	0.16%	655円	30.4.1
					都 10. 12	0.03%	108円	改定見送り (初任給のみ1,000円 引き上げ H31.4.1)
H29	10.11	0.13% 526円	期末・勤勉 O. 1月	29. 4. 1	国 8. 8	0.15%	631円	29.4.1
					都 10. 6	0.02%	74円	改定見送り
H28	10.11	0.15% 584円	期末・勤勉 O. 1月	28. 4. 1	国 8. 8	0.17%	708円	28.4.1
					都 10. 18	0.02%	81円	改定見送り
H27	10.13	0.35% 1,413円	期末・勤勉 O. 1月	27. 4. 1	国 8. 7	0.36%	1,469円	27.4.1
					都 10. 16	0.12%	480円	27.4.1

## &lt;参考&gt;近隣の政令市の勧告状況(令和5年度)

自治体名	勧告日	人事委員会勧告	
		平均率・額	期末・勤勉
さいたま市	9.26	0.92% 3,684円 (若年層に重点を置き、全級・全号給で引き上げ)	O. 10月
千葉市	10.3	0.93% 3,719円 (若年層に重点を置き、給料表全体を引き上げ)	O. 10月
川崎市	10.6	0.97% 3,997円 (若年層に重点を置き、全級・全号給で引き上げ)	O. 10月
横浜市	10.12	1.04% 4,027円 (若年層に重点を置きつつ、全年齢層に一定の改善)	O. 10月
相模原市	10.6	0.96% 3,609円 (若年層に重点を置き、全級・全号給で引き上げ)	O. 10月

## 23区における特別職報酬等の改定状況

## 1 給料の適用年月日(各区長)

適用年月日	区名
令和2年	11月1日 世田谷区
	4月1日 台東区、北区
	3月1日 中野区
	1月1日 品川区、千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、目黒区、大田区、杉並区、荒川区、葛飾区
令和元年	12月1日 渋谷区
平成30年	4月1日 中央区
平成29年	4月1日 豊島区
平成28年	4月1日 江東区
平成27年	4月1日 足立区
平成26年	4月1日 練馬区
平成8年	4月1日 江戸川区
平成7年	5月1日 板橋区

※品川区長の給料を2割減とする特例条例は、令和5年2月1日から適用

## 2 期末手当の適用年月日(各区長)

適用年月日	区名
令和5年	4月1日 中央区、文京区、墨田区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、北区、練馬区、足立区
	3月1日 中野区
令和4年	12月1日 港区、新宿区、台東区
	11月30日 板橋区、葛飾区
	11月28日 豊島区
令和3年	12月21日 荒川区
	12月10日 品川区
令和元年	11月29日 千代田区
平成23年	4月1日 江戸川区

※品川区長の給料を2割減とする特例条例に伴い、期末手当も減額される(令和5年2月1日から)。

23区特別職報酬等 月額一覧(基本報酬) ※条例本則 最高額 最低額 (円)

	区 長		副 区 長		教 育 長		議 長		副 議 長		委 員 長		副 委 員 長		議 員		適用年月日 (※区長)
	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	
千代田区	1	1,286,000	1	1,027,000	3	909,000	7	925,000	1	809,000	1	680,000	1	649,000	2	618,000	R2.1.1
中央区	9	1,151,000	8	923,000	11	824,000	4	930,000	7	789,000	11	655,000	7	634,000	11	611,000	H30.4.1
港区	2	1,249,500	3	1,004,800	1	933,600	19	902,600	18	780,200	15	649,800	17	622,700	12	610,700	R2.1.1
新宿区	6	1,161,000	5	931,000	16	793,000	3	939,000	4	801,000	7	660,000	11	630,000	8	613,000	R2.1.1
文京区	3	1,246,700	2	1,008,900	2	922,000	15	916,100	10	785,200	21	644,300	22	617,400	22	595,400	R2.1.1
台東区	14	1,137,000	13	914,000	17	784,000	11	919,000	7	789,000	13	654,000	12	626,000	15	604,000	R2.4.1
墨田区	16	1,131,000	14	913,000	6	843,000	16	913,000	13	784,000	16	649,000	12	626,000	14	607,000	R2.1.1
江東区	7	1,157,000	7	924,000	13	809,000	8	924,000	5	796,000	4	671,000	5	639,000	13	610,000	H28.4.1
品川区	12	1,140,000	11	916,000	15	797,000	12	918,000	13	784,000	16	649,000	15	624,000	17	602,000	R2.1.1
品川区長2割減		912,000	※特例条例による品川区長の月額給2割減額後 (R5.2.1~適用)														R5.2.1
目黒区	21	1,055,000	21	844,000	22	738,000	20	902,000	7	789,000	11	655,000	14	625,000	20	596,000	R2.1.1
大田区	8	1,154,800	6	926,800	10	829,200	5	928,800	16	783,500	9	658,000	10	631,200	9	612,300	R2.1.1
世田谷区	22	1,050,100	23	808,300	19	763,300	6	926,900	12	784,800	5	663,600	9	631,700	7	614,700	R2.11.1
渋谷区	19	1,111,100	17	908,100	12	815,300	10	920,300	22	767,800	20	644,400	18	621,300	10	611,100	R1.12.1
中野区	4	1,242,400	4	997,300	4	874,200	21	892,400	23	756,100	18	647,900	21	618,600	23	589,000	R2.3.1
杉並区	18	1,113,000	18	891,900	18	764,400	23	856,000	20	774,600	22	643,400	23	616,600	21	595,700	R2.1.1
豊島区	23	974,800	22	828,600	23	726,400	22	888,300	19	778,200	23	642,300	19	621,200	16	602,100	H29.4.1
北区	10	1,147,100	9	918,700	7	841,400	9	923,400	6	792,600	8	659,000	8	632,000	4	615,000	R2.4.1
荒川区	11	1,143,000	10	917,000	9	830,000	14	917,000	13	784,000	14	652,000	15	624,000	17	602,000	R2.1.1
板橋区	15	1,135,000	15	910,000	8	835,000	17	910,000	17	782,000	19	645,000	20	620,000	19	600,000	H7.5.1
練馬区	13	1,138,000	15	910,000	5	854,000	17	910,000	11	785,000	2	676,000	2	645,000	4	615,000	H26.4.1
足立区	20	1,078,800	20	864,900	20	745,800	2	943,000	2	808,000	2	676,000	2	645,000	4	615,000	H27.4.1
葛飾区	17	1,122,000	12	915,000	14	807,000	12	918,000	21	771,000	9	658,000	6	638,000	2	618,000	R2.1.1
江戸川区	5	1,218,000	19	879,000	21	742,000	1	956,000	3	807,000	6	661,000	4	641,000	1	621,000	H8.4.1
23区平均		1,145,317		916,578		816,548		916,470		786,130		656,248		629,509		607,739	
城南ブロック平均		1,102,200		880,640		788,560		919,200		781,820		654,000		626,640		607,220	

令和5年6月1日現在

参考1： 勧告の職員給与と民間給与の差分0.98%を引き上げた場合の月額 (1,000円未満四捨五入) (下段は増加額)

月額	1,151,000	925,000	805,000	927,000	792,000	655,000	630,000	608,000
増加額	11,000	9,000	8,000	9,000	8,000	6,000	6,000	6,000
(月額)	920,800	※左記は、特例条例による区長の月額を2割減額した場合 (1円未満の端数切り捨て)						
(増加額)	8,800							

参考2： 一般職員部長級 (給料表6級) の引き上げ率0.3%を引き上げた場合の月額 (1,000円未満四捨五入) (下段は増加額)

月額	1,143,000	919,000	799,000	921,000	786,000	651,000	626,000	604,000
増加額	3,000	3,000	2,000	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000
(月額)	914,400	※左記は、特例条例による区長の月額を2割減額した場合 (1円未満の端数切り捨て)						
(増加額)	2,400							

## 23区特別職報酬等 期末手当一覽 ※条例本則

最高額

最低額

(円)

	区 長		副 区 長		教 育 長		議 長		副 議 長		委 員 長		副 委 員 長		議 員		期末手当支給率 ※
	順位	金 額	順位	金 額	順位	金 額	順位	金 額	順位	金 額	順位	金 額	順位	金 額	順位	金 額	
千代田区	3	7,085,860	4	5,658,770	3	5,008,590	7	5,096,750	3	4,457,590	3	3,746,800	4	3,575,990	5	3,405,180	3.80
中央区	16	6,421,429	16	5,149,417	16	4,597,096	16	4,719,750	17	4,004,175	18	3,324,125	17	3,217,550	17	3,100,825	3.50
港区	4	7,065,922	3	5,682,144	2	5,279,508	6	5,104,203	5	4,412,031	6	3,674,619	6	3,521,368	4	3,453,508	3.90
新宿区	22	5,593,698	21	4,485,558	21	3,820,674	23	4,084,650	23	3,484,350	23	2,871,000	23	2,740,500	23	2,666,550	3.00
文京区	20	5,965,459	19	4,827,586	19	4,411,770	22	4,250,704	22	3,643,328	22	2,989,552	22	2,864,736	22	2,762,656	3.30 (3.20)
台東区	6	6,887,036	6	5,536,280	11	4,748,844	8	5,063,690	6	4,347,390	9	3,603,540	9	3,449,260	8	3,328,040	3.80
墨田区	13	6,562,242	13	5,297,372	9	4,891,220	14	4,818,814	14	4,137,952	15	3,425,422	15	3,304,028	15	3,203,746	3.64
江東区	7	6,749,984	8	5,390,652	13	4,719,738	10	4,903,668	12	4,224,372	10	3,560,997	11	3,391,173	14	3,237,270	3.66
品川区	17	6,360,060	17	5,110,364	17	4,446,463	18	4,658,850	18	3,978,800	19	3,293,675	19	3,166,800	18	3,055,150	3.50
品川区長2割減		5,088,048	※特例条例による品川区長の月額給2割減に伴う期末手当の金額 (R5.2.1~適用)														3.50
目黒区	18	6,240,325	18	4,992,260	20	4,365,270	20	4,512,255	19	3,946,972	20	3,276,637	20	3,126,562	20	2,981,490	3.50 (3.45)
大田区	5	6,902,817	5	5,539,946	5	4,956,543	1	5,346,637	2	4,510,217	1	3,787,777	1	3,633,502	2	3,524,704	3.75 (3.97)
世田谷区	8	6,743,742	15	5,190,902	7	4,901,912	5	5,107,219	9	4,324,248	7	3,656,436	7	3,480,667	6	3,386,997	3.80
渋谷区	9	6,730,154	7	5,500,543	6	4,938,435	2	5,337,740	4	4,453,240	4	3,737,520	3	3,603,540	1	3,544,380	3.80 (4.00)
中野区	11	6,629,446	11	5,321,592	15	4,664,731	4	5,111,221	8	4,330,562	5	3,710,847	5	3,543,031	7	3,373,497	3.68 (3.95)
杉並区	2	7,284,273	2	5,837,233	4	5,002,781	17	4,691,736	10	4,245,582	11	3,526,474	12	3,379,584	12	3,265,030	4.03 (3.78)
豊島区	15	6,424,906	12	5,321,269	14	4,664,940	13	4,830,131	11	4,231,462	13	3,492,506	13	3,377,775	11	3,273,918	3.90 (3.75)
北区	10	6,673,942	10	5,345,088	8	4,895,349	12	4,887,094	13	4,194,835	14	3,487,757	14	3,344,860	13	3,254,887	3.65
荒川区	1	7,287,768	1	5,846,792	1	5,292,080	3	5,318,600	1	4,547,200	2	3,781,600	2	3,619,200	3	3,491,600	4.00
板橋区	14	6,513,084	14	5,221,944	10	4,791,564	15	4,750,200	16	4,082,040	16	3,366,900	16	3,236,400	16	3,132,000	3.60
練馬区	21	5,895,409	20	4,714,255	18	4,424,147	21	4,486,300	20	3,870,050	17	3,332,680	18	3,179,850	19	3,031,950	3.25 (3.40)
足立区	23	5,451,284	23	4,370,426	22	3,768,601	9	5,059,195	7	4,334,920	8	3,626,740	8	3,460,425	9	3,299,475	2.99 (3.70)
葛飾区	12	6,581,562	9	5,367,316	12	4,733,797	11	4,898,448	15	4,114,056	12	3,511,088	10	3,404,368	10	3,297,648	3.68
江戸川区	19	6,161,740	22	4,446,773	23	3,753,703	19	4,574,460	21	3,861,495	21	3,162,885	21	3,067,185	21	2,971,485	3.15 (3.30)
23区平均		6,530,963		5,224,108		4,655,555		4,852,709		4,162,472		3,475,982		3,334,276		3,219,217	3.60
城南ブロック平均		6,595,420		5,266,803		4,721,725		4,992,540		4,242,695		3,550,409		3,402,214		3,298,544	3.67

※「期末手当支給率」欄の( )の数値は議長、副議長、委員長、副委員長、議員に適用される期末手当支給率

令和5年6月1日現在

## 参考1: 月額0.3%増・期末手当0.1月分増の場合の期末手当の金額(下段は増加額)

期末手当	6,558,991	5,273,589	4,584,981	4,807,620	4,102,920	3,398,220	3,267,720	3,152,880
増加額	198,931	163,225	138,518	148,770	124,120	104,545	100,920	97,730
(期末手当)	5,247,192	※左記は、特例条例による区長の月額を2割減額した場合						
(増加額)	159,144							

## 参考2: 月額0.3%増・期末手当0.08月分増の場合の期末手当の金額(下段は増加額)

期末手当	6,522,552	5,244,291	4,559,509	4,780,911	4,080,126	3,379,341	3,249,566	3,135,364
増加額	162,492	133,927	113,046	122,061	101,326	85,666	82,766	80,214
(期末手当)	5,218,041	※左記は、特例条例による区長の月額を2割減額した場合						
(増加額)	129,993							

## 23区特別職報酬等 年額一覧 ※条例本則適用

最高額

最低額

(円)

	区 長		副 区 長		教 育 長		議 長		副 議 長		委 員 長		副 委 員 長		議 員	
	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額
千代田区	4	22,517,860	4	17,982,770	7	15,916,590	6	16,196,750	1	14,165,590	1	11,906,800	1	11,363,990	3	10,821,180
中央区	10	21,890,869	12	17,554,537	11	15,671,656	13	15,879,750	15	13,472,175	17	11,184,125	15	10,825,550	15	10,432,825
港区	9	22,059,922	7	17,739,744	1	16,482,708	11	15,935,403	7	13,774,431	8	11,472,219	9	10,993,768	4	10,781,908
新宿区	19	21,336,858	18	17,109,918	21	14,573,754	19	15,352,650	22	13,096,350	22	10,791,000	22	10,300,500	22	10,022,550
文京区	22	20,925,859	20	16,934,386	15	15,475,770	22	15,243,904	23	13,065,728	23	10,721,152	23	10,273,536	23	9,907,456
台東区	7	22,168,316	5	17,820,440	16	15,285,804	7	16,091,690	5	13,815,390	10	11,451,540	11	10,961,260	10	10,576,040
墨田区	13	21,762,882	11	17,568,092	3	16,221,140	15	15,774,814	12	13,545,952	15	11,213,422	16	10,816,028	13	10,487,746
江東区	6	22,300,064	6	17,809,212	12	15,592,698	9	15,991,668	6	13,776,372	5	11,612,997	7	11,059,173	11	10,557,270
品川区	14	21,681,660	14	17,421,404	17	15,158,143	16	15,674,850	19	13,386,800	21	11,081,675	20	10,654,800	20	10,279,150
品川区長2割減		17,345,328	※特例条例による品川区長の月額給2割減に伴う年額(R5.2.1~適用)													
目黒区	18	21,432,325	17	17,145,860	20	14,992,470	21	15,336,255	17	13,414,972	18	11,136,637	21	10,626,562	21	10,133,490
大田区	5	22,423,329	3	17,996,138	5	16,100,991	1	16,492,237	4	13,912,217	3	11,683,777	2	11,207,902	2	10,872,304
世田谷区	11	21,865,182	21	16,830,422	10	15,893,432	5	16,230,019	8	13,741,848	4	11,619,636	5	11,061,067	5	10,763,397
渋谷区	15	21,663,338	8	17,705,407	9	15,896,067	2	16,381,340	11	13,666,840	9	11,470,320	8	11,059,140	1	10,877,580
中野区	17	21,538,246	15	17,289,192	18	15,155,131	14	15,820,021	18	13,403,762	7	11,485,647	10	10,966,231	14	10,441,497
杉並区	3	22,576,893	2	18,091,933	14	15,505,637	23	14,963,736	14	13,540,782	14	11,247,274	17	10,778,784	17	10,413,430
豊島区	23	20,462,026	16	17,253,109	19	15,125,100	18	15,618,534	10	13,682,701	16	11,200,106	14	10,832,175	12	10,499,118
北区	8	22,090,966	9	17,692,416	4	16,203,765	10	15,967,894	9	13,706,035	13	11,395,757	12	10,928,860	9	10,634,887
荒川区	2	22,649,688	1	18,171,272	2	16,447,280	4	16,322,600	3	13,955,200	6	11,605,600	4	11,107,200	6	10,715,600
板橋区	12	21,767,484	13	17,452,344	6	16,013,964	17	15,670,200	16	13,466,040	19	11,106,900	19	10,676,400	19	10,332,000
練馬区	20	21,190,129	19	16,944,655	8	15,901,907	20	15,340,325	21	13,233,137	11	11,444,680	13	10,919,850	18	10,411,950
足立区	21	20,986,004	22	16,824,986	22	14,508,121	3	16,375,195	2	14,030,920	2	11,738,740	3	11,200,425	8	10,679,475
葛飾区	16	21,661,242	10	17,664,916	13	15,579,877	12	15,914,448	20	13,366,056	12	11,407,088	6	11,060,368	7	10,713,648
江戸川区	1	22,677,820	23	16,366,013	23	13,815,223	8	16,046,460	13	13,545,495	20	11,094,885	18	10,759,185	16	10,423,485
23区平均		21,809,955		17,450,833		15,544,227		15,853,076		13,598,469		11,350,956		10,888,381		10,512,086
城南ブロック平均		21,813,167		17,419,846		15,608,221		16,022,940		13,624,535		11,398,409		10,921,894		10,585,184

令和5年6月1日現在

## 参考1: 月額0.3%増・期末手当0.1月分増の場合の年額(下段は増加額)

年額	21,920,911	17,624,949	15,323,541	15,859,620	13,534,920	11,210,220	10,779,720	10,400,880
増加額	239,251	203,545	165,398	184,770	148,120	128,545	124,920	121,730
(年額)	17,536,728	※左記は、特例条例による区長の月額を2割減額した場合						
(増加額)	191,400							

## 参考2: 月額0.3%増・期末手当0.08月分増の場合の年額(下段は増加額)

年額	21,884,472	17,595,651	15,298,069	15,832,911	13,512,126	11,191,341	10,761,566	10,383,364
増加額	202,812	174,247	139,926	158,061	125,326	109,666	106,766	104,214
(年額)	17,507,577	※左記は、特例条例による区長の月額を2割減額した場合						
(増加額)	162,249							



令和4年度

品川区各会計決算審査意見書

品川区基金運用状況審査意見書

品川区財政健全化審査意見書

< 抜 粋 >

品川区監査委員

## 第5 付帯意見

### 1 総括意見

令和4年度に実施された施策の概況について意見を述べる。

令和4年度において、その決算状況(執行率)は一般会計ベースで93.1%(令和3年度91.6%)となった。計画と比較すると実績が伸びなかった事業もあるが、概ね高い執行実績をあげていると言える。

はじめに、令和4年度の区政運営の基本方針について述べる。

まず、最優先かつ最重要課題である新型コロナウイルス感染拡大防止については、ICTツール等の活用や自宅療養体制の整備により保健所の機能を強化するとともに、オミクロン株対応ワクチンの接種体制を迅速に整えるなど、全庁一丸となって取り組んだ。

次に、地域経済の回復へ向け、新規市場展開・業態転換支援助成、融資あっせん緊急資金「借換専用資金」の新設等により、感染拡大の影響で打撃を受けた区内中小企業への支援を積極的に行った。

次に東京2020大会のレガシーの発展についてである。プロスポーツ選手による小学生向けスポーツ教室の実施とともに、しながわ中央公園へのボルダリングウォールの設置などハード面での整備を進め、これまでの機運醸成の取り組みをさらに進化させた。

一方、脱炭素社会の実現に向け、区民の環境意識の向上と自主的な環境保全活動を促すことを目的とした環境学習交流施設「エコルとごし」を開設した。

さらに、令和4年度に掲げた重要施策について述べる。

まず、重要施策のその1「長期基本計画」における「4つの視点と3つの政策分野」からの検討であり、その視点の第1は、「超長寿社会に対応する視点」についてである。

はじめに、施設整備についてである。八潮南特別養護老人ホームの増改築については基本設計を完了し、小山台住宅跡地の特別養護老人ホーム整備については国有地の取得を進めるとともに基本設計に着手した。

次に、認知症対策については、都内で初めて認知症を抱えた本人と家族を一体的に支援する「認知症ミーティングセンター」への運営支援を開始した。

そして、健康づくりである。がん対策としては、令和2年度に策定した「品川区がん対策推進計画」に基づき総合的ながん対策を推進するとともに、キャッチアップ接種も含め、子宮頸がん予防接種の積極的な勧奨を再開した。また、受動喫煙防止対策として、大崎駅東口にコンテナ型喫煙所を開設した。

第2の視点は、「多文化・多様な生き方を尊重する視点」である。

まず、人権尊重の啓発に関しては、性の多様性への理解に向けた啓発講演会を実施するとともに、区内小学校の教員や区内義務教育学校の生徒を対象に出前講座を実施した。

障害のある方が地域で豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習講座「しながわ学びの杜」に知的障害がある方を対象とした講座を新設した。

また、手話を必要とする方が安心して生活できる地域社会の実現を目指し、子ども・企業向けの手話講座を開催するなど理解促進に取り組んだ。

第3の視点は、「強靱で魅力あるまちを未来につなぐ視点」である。

まず、まちづくりである。区で実施している老朽家屋の除却や建替に対する助成制度の一層の

周知を図るため、建物倒壊危険度や火災危険度の高い地域において、専門家による戸別訪問を実施した。策定から約10年が経過した品川区まちづくりマスタープランについては、これまでのまちづくりの進展状況の検証を行いつつ、最新の社会情勢に対応する新たなまちづくりの方針として改定を行った。

次に、防災についてである。45年ぶりとなる東京都との合同総合防災訓練を実施し、区民の防災意識の向上および災害時の区・都・防災関係機関の連携強化を図った。また、地域の防災力向上を目的として実施している「しながわ防災学校」に福祉関係者向け講座を新設した。

第4の視点は、「先端技術を活用して課題解決と発展を図る視点」である。

区民の利便性の向上と業務効率化を目的とし、品川区電子申請サービスを利用した行政手続きのオンライン化を進めた。また、地域社会のデジタル化を促進するため、区内中小企業者のIT化推進に対して助成等を行った。一方、情報弱者への支援として「はじめてのスマホ体験教室」を実施するなど高齢者のデジタルデバイドの解消を図った。

次に、3つの政策分野「地域」「人」「安全」についてである。

第1は「地域」の分野についてである。

まず、地域社会の支え合いの中心である町会および自治会の活動を活性化させるため、コンサルタントの派遣、ICT機器の活用に係る補助制度など支援メニューを拡充した。

次に、地域のにぎわい回復を目指し、区の観光資源である目黒川や運河沿いの水辺エリアでの「しながわ水辺の観光フェスタ2022」や荏原地域での都市型カルチャーフェスティバル「あつまれ!えばら」など、地域の魅力を発信するイベントを実施した。区内有数の集客施設であるしながわ水族館については、令和4年5月に公表した基本構想に基づき、令和9年度のリニューアルオープンに向けた調査を行った。さらに、しながわ区民公園の北側ゾーンについては、防災機能の強化やスポーツ施設の更新に向け工事を進めた。

そして、区の歴史と文化の発信拠点である品川歴史館は、令和6年度のリニューアルに向け改修工事に着手した。地域の情報拠点である品川図書館においては所蔵する貴重な資料をデジタル化し、インターネット上に公開するサービスを開始した。

第2は「人」の分野である。

まず、子どもへの支援である。児童相談所は令和6年10月の開設予定に向け工事を完了した。ヤングケアラーについては、支援体制の強化を目的とした実態調査と関係機関職員の研修を行った。区立保育園については東大井保育園、三ツ木保育園、一本橋保育園の、また、区立学校等については鮫浜小学校、浜川小学校および幼稚園、浜川中学校、第四日野小学校の改築を進めた。

次に、障害者施策である。戸越地区児童発達支援センターの整備について基本計画を策定した。また、障害者グループホームの整備に向け小山七丁目の土地を購入した。

第3は「安全」の分野である。

まず、まちづくりである。広町地区については土地区画整理事業がスタートし、民間事業者と連携して、にぎわいのあるまちづくりに向けて検討を進めた。また、立会川・勝島地区のまちづくりに関しては(仮称)勝島人道橋の詳細設計を完了し、都市再生整備計画の手続きを進めた。

次に、交通安全対策である。自転車活用推進計画の策定に向けアンケートを実施し、検討を進めた。コミュニティバスについては西大井駅から大森駅区間の試行運行を前年度に引き続き実施した。

次に、重要施策のその2「変化に対応する区政運営」からの検討である。

ICTなど先端技術の活用をさらに推進するため、専門的な知見を有する外部人材を採用した。そして、新庁舎整備に関しては基本構想を踏まえ、現在の庁舎に隣接した広町地区への移転に向け基本計画を作成した。

令和4年度の決算審査を通じ、次のとおり意見を述べる。

その1は、機動的な予算編成と健全財政の堅持についてである。

令和4年度は重点施策の確実な執行に加え、エネルギー価格など物価高騰による影響を受けている区民・事業所への支援のため、機動的に補正予算を組み区民生活と地域経済を下支えした。一方、実質収支は普通会計ベースで昭和53年度から45年連続の黒字を記録し、健全財政を堅持する結果となっている。今後も確固たる財政基盤の維持に留意しつつ、高度に複雑化する行政ニーズに的確に対応する積極果敢な施策展開を期待したい。

その2は、区民生活を支える安全安心な住まいについてである。

令和4年5月、東京都は東日本大震災を踏まえ策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」を10年ぶりに見直したが、その新たな報告書によると品川区での被害想定は減少しているものの、マグニチュード7クラスの首都直下地震が発生する確率は今後30年以内で70%とされている。区では、この間住宅の耐震化や不燃化などの安全安心なまちを実現する取組みを着実に推進してきたが、令和4年度においては木造住宅を対象とした戸別訪問を約550件実施するとともに、不燃化特区内でも約2,600戸を訪問し、区で行っている助成事業等、多岐にわたる支援メニューの周知啓発を図った。

また、区では空き家の発生予防や空き家の適正管理にも取り組んでいるが、中には相続人が数十人に及ぶ空き家が存在するという。区民の生命と財産を災害から守る対策は一朝一夕でなし遂げられるものではない。一人でも多くの区民が納得して制度を利用できるよう、地道な取組みを粘り強く継続されたい。

なお、住宅に困窮する方に低廉な家賃で住まいを提供する区営住宅については、その大半が築年数40年を超えている。住宅は生活の根幹をなすものであり、時機を捉えた維持修繕等により適切に管理されたい。

その3は、区民の声を聴く区政についてである。

区では、生後1歳までの乳児を育児中の母親に対し、家事・育児サービスを提供するヘルパーである産後ドゥーラの利用経費を助成する事業を実施している。令和5年度からは、利用者のアンケート調査結果に基づき父親を対象に加えるとともに、区と提携している産後ドゥーラとマッチングしやすいシステムの導入について検討するということである。日本全体に目を向けると、コロナ禍等の影響もあり令和4年の出生者数が政府の想定より11年早く年間80万人を割るなど急速な少子化が進んでいる状況であり、少子化対策は喫緊の課題となっている。利用者の声をいち早く施策に反映させる姿勢を評価したい。

その4は、区役所を支える職員の育成についてである。

職員研修の受講実績に関しては、若干改善しているとはいえ新型コロナウイルス感染症の影響もあり依然として低迷している。今後一層多様化する区民ニーズに応えていくため職員の能力開発は必要不可欠であり、研修への参加意欲の醸成も含め人材育成について積極的に取り組まれたい。

特に、区の行政サービスのデジタル化をより一層推し進めるため、研修の実施により職員のデ

デジタルスキルを引き上げるとともに、情報システムや基盤の整備に係るコストの最適化を図られたい。

なお、令和6年度に開設を予定している児童相談所の人員体制に関しては、所長として課長級職員を任期付きで採用するとともにスーパーバイザーの確保も進めているという。児童相談所に寄せられる相談件数が年々伸び続ける中、その運営には豊富な経験と知識に裏付けられた人材の力が絶対的に必要であり、計画的な採用および若手職員の育成について配慮されたい。

その5は、新庁舎計画についてである。

令和9年度に移転を予定している新庁舎の整備に関しては、先進事例である長崎県庁等への視察や基本計画の策定を完了し、現在は基本設計の段階に入っている。区役所を訪れる様々な人にとって最適なアクセシビリティ、そして職員が働きやすいオフィス環境の実現に向け着実に事業を執行されたい。

次に、一般会計のうち特別区民税収について意見を述べる。

特別区民税の収入済額は529億4,769万円で前年度（504億6,136万円）に比べ24億8,632万円、4.93%上昇している。現年課税分の収入率は99.53%で前年度（99.56%）に比べ0.03ポイント低下し、滞納繰越分は58.71%で前年度（59.29%）に比べ0.58ポイント低下している。現年課税分の収入済額の増加により、結果としては全体の収入率は99.19%となり前年度（99.12%）に比べ0.07ポイント上昇している。なお、令和2年度からの全体の収入率は、2年度98.86%、3年度99.12%、4年度99.19%と、主に納付手段の拡充効果により依然高い数値を維持している（表1参照）。

表1 特別区民税の歳入状況

区 分		調定額 A (円)	構成比 (%)	収入済額 B (円)	収入率 B / A (%)	収入未済額 C (円)	収入未済率 C / A (%)
令和4年度	現年課税分	52,939,888,284	99.18	52,689,808,836	99.53	263,669,401	0.50
	滞納繰越分	439,268,531	0.82	257,878,179	58.71	151,531,045	34.50
	合 計	53,379,156,815	100.00	52,947,687,015	99.19	415,200,446	0.78
令和3年度	現年課税分	50,354,575,792	98.91	50,132,852,236	99.56	232,193,434	0.46
	滞納繰越分	554,106,900	1.09	328,510,866	59.29	211,179,657	38.11
	合 計	50,908,682,692	100.00	50,461,363,102	99.12	443,373,091	0.87

次に、特別会計について意見を述べる。

国民健康保険事業会計は、歳入総額は対前年度3億2,338万円減少し、歳出総額も対前年度2億9,757万円減少し、単年度収支において2,582万円の赤字（前年度4億4,246万円の赤字）となっている。歳入については、主な歳入項目のうち、繰入金、国民健康保険料は対前年度それぞれ28.3%、0.5%増加したものの、都支出金、繰越金が対前年度それぞれ2.7%、48.0%減少したため、全体として対前年度0.9%の減少となっている。

一方、歳出については、主な歳出項目のうち、国民健康保険事業費納付金、諸支出金が対前年度それぞれ2.8%、34.2%と増加したものの、保険給付費、総務費が対前年度それぞれ3.1%、4.6%減少したため、全体として対前年度0.8%の減少となっている。

令和4年度の保険料の対調定収納率は87.09%で前年度（87.06%）に比べ0.03ポイント上昇している。このうち現年度分は92.19%で前年度（93.02%）に比べ0.83ポイント低下したものの、依然として高い収納率を達成することができた。これらは、特別区民税と同様に主に納付手段の拡充

によるところが大きい。引き続き高い収納率を維持できるよう努められたい。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額は対前年度9億6,635万円増加、歳出総額は対前年度10億1,549万円増加し、単年度収支においては4,914万円の赤字（前年度3,228万円の黒字）となっている。歳入については、後期高齢者医療保険料、繰入金が対前年度それぞれ11.8%、9.4%増加し、全体として対前年度11.0%の増加となっている。

一方、歳出については、保険給付費が対前年度2.1%減少しているが、支出総額の93.7%を占める分担金及び負担金が対前年度12.2%増加し、全体として11.7%の増加となっている。

令和4年度の保険料の対調定収入率（還付未済額を除く。）は98.15%で前年度（98.28%）に比べ0.13ポイント低下している。今後も、口座振替の促進等によりさらなる収納率の向上に努められたい。

介護保険特別会計は、歳入総額は対前年度5億7,214万円増加、歳出総額は対前年度3億4,549万円増加し、単年度収支においては2億2,665万円の黒字（前年度5億4,969万円の黒字）となっている。歳入については、主な歳入項目のうち支払基金交付金が対前年度1.8%減少しているが、繰越金、国庫支出金が対前年度それぞれ124.8%、2.1%増加し、全体として対前年度2.2%の増加となっている。

一方、歳出については、保険給付費が対前年度0.8%減少しているが、基金積立金、諸支出金が対前年度それぞれ570.5%、73.0%増加し、全体として1.3%の増加となっている。

令和4年度の保険料の対調定収入率（還付未済額を除く。）は96.34%で前年度（96.40%）に比べ0.06ポイント低下している。今後も、口座振替の促進等によりさらなる収納率の向上に努められたい。

以上、令和4年度決算における事業の執行状況についての総括意見を述べた。令和4年度は、特別区税が前年度の539億円を28億円（5.1%）上回る等歳入は堅調に推移した。コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しが続く一方、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、区政を取り巻く環境には厳しさが増しており、今後も特別区民税や都区財政調整交付金の動向を見据えた慎重な行財政運営が求められる。

ここで、新型コロナウイルス感染症への対応について意見を述べる。

3年余り未曾有の試練を人類に与え続けた新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月より5類感染症へと移行し、新型コロナ対策も新たな局面を迎えている。感染拡大防止のために最前線で対応に当たってきた保健所職員を始めとして、コロナ禍におけるさまざまな困難を克服するべく尽力してきた区職員一人ひとりに心より敬意を表する。品川区は国際的な表玄関に位置していることもあり、海外からの人の往来がこれからますます活発化していくことが予想される。この3年間で培った感染症対策の知見を、健康危機管理体制の再構築のために役立ててほしい。

令和4年度は、新たな長期基本計画のもと策定された総合実施計画の初年度であった。区では新体制による行政運営がスタートし、これまでの施策を引き継ぎつつ、さらに発展させていく姿勢が明らかにされたところである。まさに、区民とともに創り上げる「新時代のしながわ」の幕開けである。区民の幸福への飽くなき追求は、必ずや品川区の発展につながるであろう。ポストコロナにおいて「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」の実現に向け、効果的かつ弾力的な区政運営により区民が真に必要とする施策が着実に推進されることを期待する。

## 2 個別意見

### (1) 主要決算数値および指標について

令和4年度普通会計(決算統計)の決算状況について、主な決算数値および指標は次のとおりである。

歳入総額1,955億1,842万円、歳出総額1,889億4,043万円で、形式収支は65億7,798万円の黒字(対前年度6.1%の減)となっており、翌年度へ繰り越すべき財源3億1,720万円を差し引いた実質収支は62億6,078万円の黒字(対前年度9.8%の減)となっている。また、単年度収支(当年度実質収支－前年度実質収支)は6億8,303万円の赤字、それに財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支は16億4,990万円の黒字となっている。

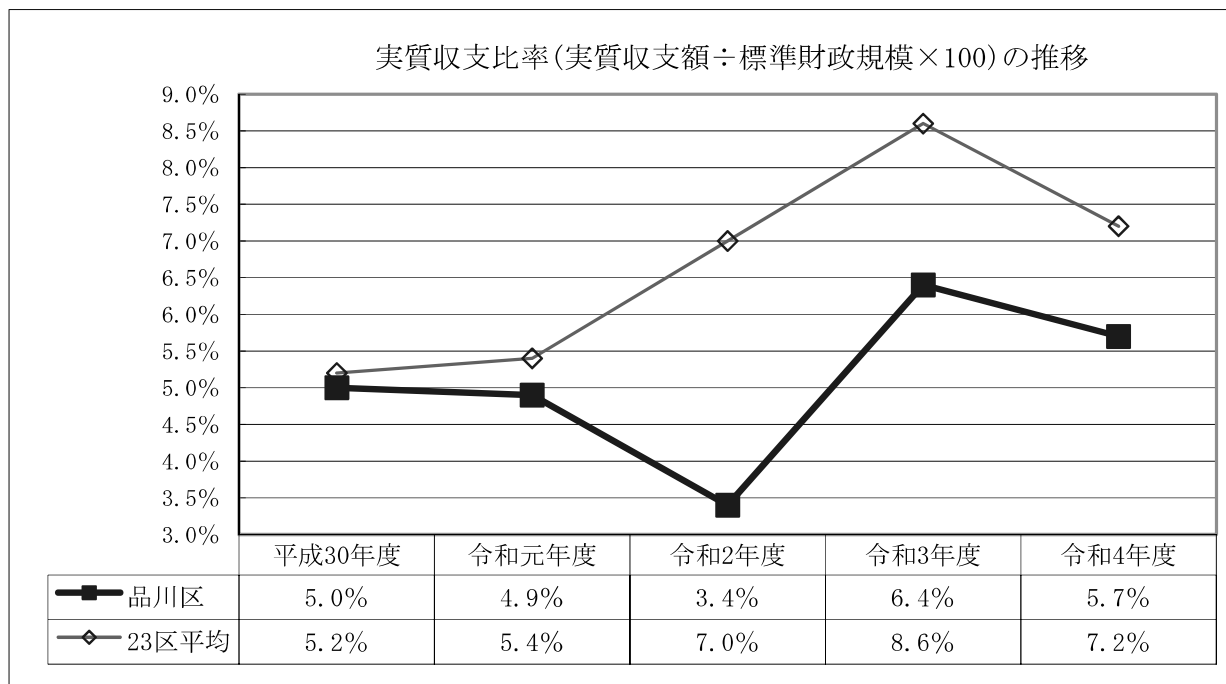
表2 普通会計決算状況

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
	千円	千円	千円	%
歳 入 総 額 A	195,518,418	193,464,347	2,054,071	1.1
歳 出 総 額 B	188,940,434	186,459,178	2,481,256	1.3
形 式 収 支 ( A - B ) C	6,577,984	7,005,169	△ 427,185	△ 6.1
翌年度へ繰り越すべき財源 D	317,203	61,363	255,840	416.9
実 質 収 支 ( C - D ) E	6,260,781	6,943,806	△ 683,025	△ 9.8
単 年 度 収 支 F	△ 683,025	3,438,321	△ 4,121,346	
財 政 調 整 基 金 積 立 金 G	2,332,923	5,650,180	△ 3,317,257	△ 58.7
繰 上 償 還 金 H	0	0	0	-
財 政 調 整 基 金 取 崩 額 I	0	0	0	-
実質単年度収支 (F+G+H-I) J	1,649,898	9,088,501	△ 7,438,603	
基 準 財 政 需 要 額	100,353,623	98,926,880	1,426,743	1.4
基 準 財 政 収 入 額	56,685,231	54,817,503	1,867,728	3.4
標 準 財 政 規 模	109,737,994	107,861,499	1,876,495	1.7

財政運営の状況を判断する指標とされる実質収支比率は5.7%で、前年度(6.4%)に比べ0.7ポイント低下している。これは、標準財政規模が増加(約19億円)したことに加え、一般財源のうち都区財政調整交付金の減(約9億円)等により実質収支額が減少したことによるものである(93頁、表2参照)。

一般的に3～5%が望ましい水準とされているが、23区の平均値(7.2%、速報値)と比べると1.5ポイント下回っており、当該年度の財政規模や経済状況等に影響されるところが大きい。

図1 実質収支比率

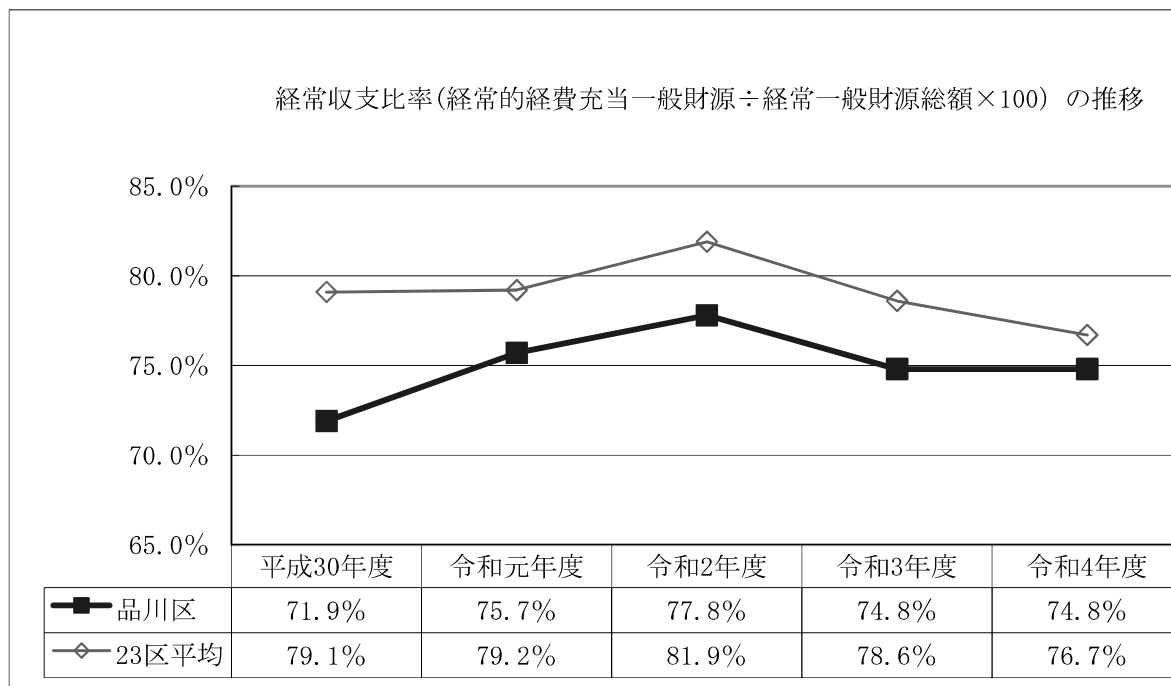




財政構造の弾力性を判断する指標とされる経常収支比率は74.8%で、前年度と同率である。これは、経常的経費充当一般財源は、物件費の増（約15億円）、繰出金の増（約6億円）等により約23億円増加し、経常一般財源総額は、特別区税の増（約28億円）、地方消費税交付金の増（約10億円）等により約31億円増加したためである。

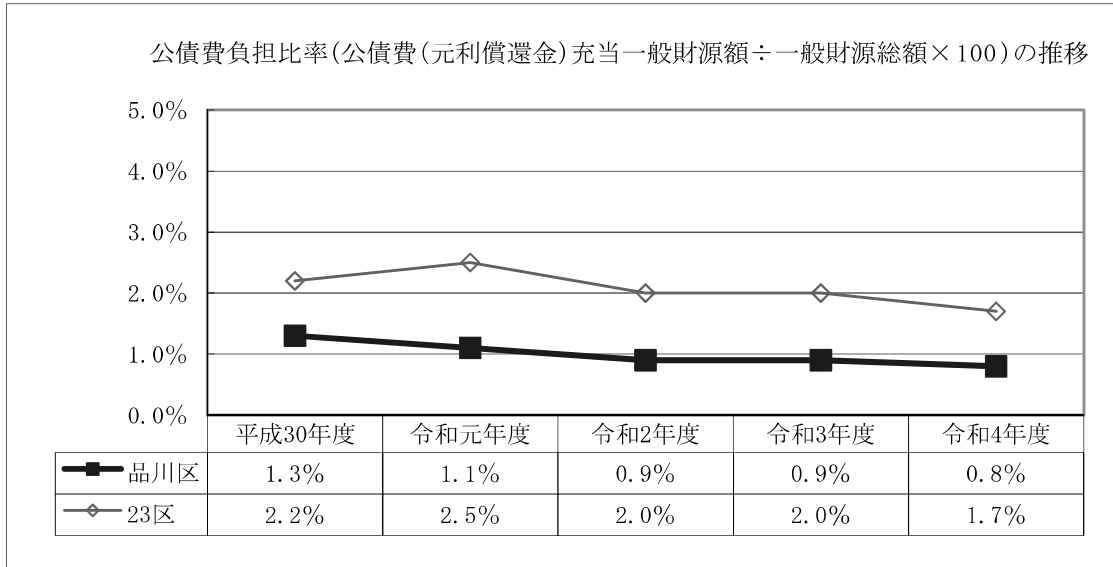
23区の平均値（76.7%、速報値）と比べると1.9ポイント下回っている。

図2 経常収支比率



経常収支比率と同様に、財政構造の弾力性を判断する指標とされる公債費負担比率は0.8%で、前年度(0.9%)に比べ0.1ポイント低下している。

図3 公債費負担比率



歳出総額に占める人件費の割合を示す人件費比率は13.4%で、前年度(13.5%)に比べ0.1ポイント低下している。これは、23区の平均値(13.7%、速報値)と比べると0.3ポイント下回っている。

また、人件費の経常収支比率は19.8%で、前年度(20.0%)に比べ0.2ポイント低下している(図4・97頁、表3参照)。

平成23年度以降マイナスであった自主財源人員(いわゆる財調過員)は、令和3年度以降プラスになっている(97頁、表4参照)。

図4 人件費比率

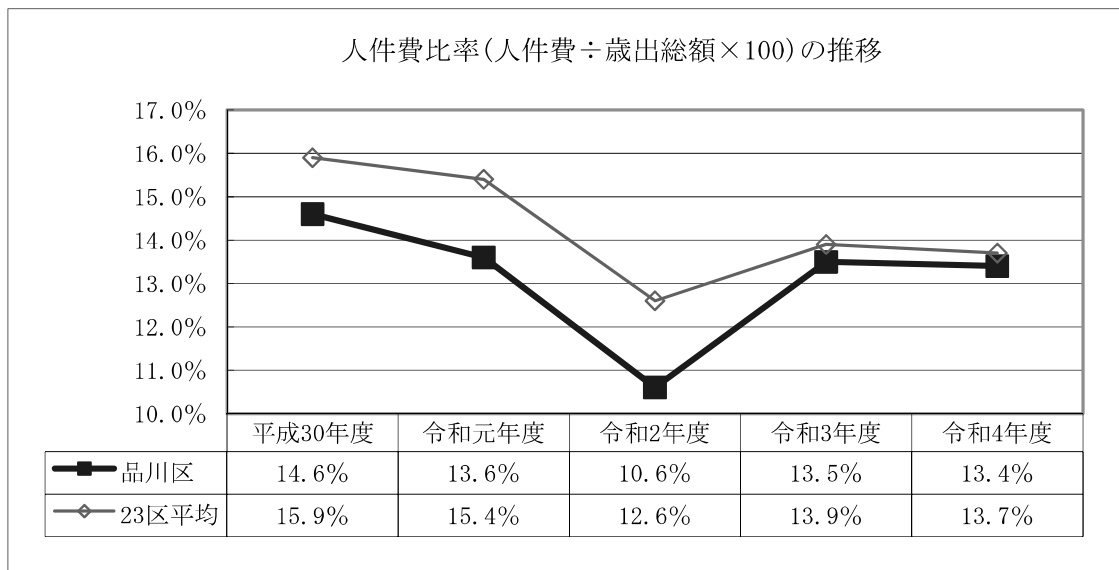


表3 人件費の経常収支比率の推移

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	%	%	%	%	%
品川区	19.8	20.0	21.3	20.2	20.2
23区平均	-	21.8	23.3	22.0	22.4

表4 職員数の状況

各年度10月1日現在

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	人	人	人	人	人
職 員 数	2,632 (104.1)	2,626 (103.8)	2,598 (102.7)	2,565 (101.4)	2,529 (100.0)
対前年度増減	6	28	33	36	21
財調対象人員	2,549 (98.9)	2,606 (101.1)	2,605 (101.0)	2,602 (100.9)	2,578 (100.0)
自主財源人員	83 (△169.4)	20 (△40.8)	△7 (14.3)	△37 (75.5)	△49 (100.0)

注1 ( ) 内の数値は平成30年度を100とした指数である。

2 職員数=現員-国民健康保険事業分、後期高齢者医療事業分(令和4年度はそれぞれ55人、12人)。

3 職員数は介護保険事業分を含む(令和4年度は22人)。

4 財調対象人員は国民健康保険事業分、後期高齢者医療事業分を除く(令和4年度はそれぞれ42人、8人)。

以上、令和4年度普通会計の決算に見られる主な決算数値および指標は、いずれも適正な水準を維持していると言える。